

市野谷自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、市野谷自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を、流山市おおたかの森西2丁目6番地の13に置く。

(目的)

第3条 本会は、安全で明るく住みよい環境の維持のために、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、災害（風水害、地震、火災等をいう。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の応急対応に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、市野谷自治会員をもって構成する。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。

(活動の対象)

第6条 本会は、市野谷自治会の区域を対象とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班 長 必要名
- (5) 監 査 役 2名

- 2 会長は、自治会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、防災委員は3年、その他の委員は1年とする。ただし、再任することができるものとする。

なお、防災委員は、会長又は副会長が兼務することができるものとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、事業を総括するとともに、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は、防災各班の長として、班の運営にあたる。
- 5 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に総会及び役員会を置く。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
 - (3) 活動計画に関する事
 - (4) 予算決算に関する事
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事
- 5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会への議案の提出
 - (2) 総会の議決事項の実施
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第10条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害等の発生時における本会の組織編成及び任務分担に関する事
 - (2) 防災知識の普及啓発に関する事
 - (3) 防災訓練の実施に関する事
 - (4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水、災害時要援護者の安全確保、避難所の管理及び他組織との連携、

防災資機材等の整備及び管理に関すること

(5) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の活動に要する経費は、市野谷自治会会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則 この規約は、令和4年5月8日から実施する。